

公益社団法人千葉県看護協会長 様
一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会長 様

千葉県健康福祉部疾病対策課長
(公印省略)

令和8年度国庫補助事業（新興感染症対応力強化事業）に係る意向調査の
周知について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、新興感染症への対応力を強化するため、感染症法に基づく医療措置協定を締結している医療機関等を対象に、国庫補助を活用し、施設・設備整備に係る補助事業を実施する予定です。

つきましては、当該事業を活用して令和8年度に施設・設備整備を行う意向がある機関を把握するため、意向調査を実施することとしましたので、貴会員へ周知方よろしくお願ひします。

なお、県と医療措置協定を締結している訪問看護事業所宛てには、別添写しのとおり通知していることを申し添えます。

記

1 対象機関

感染症法に基づく医療措置（自宅療養者等への医療の提供）協定締結医療機関

※ 協定締結済みの訪問看護事業所の他、補助事業による整備後に、協定を締結する予定の訪問看護事業所を含みます。

2 回答方法

インターネットによる

回答先：<https://123e5027.form.kintoneapp.com/public/houkan-ikou2026>



3 回答期限 **令和8年3月6日（金）午後5時まで【期限厳守】**

※ 意向がない場合は、回答不要です。提出期限までに連絡がない場合は、該当しないものとみなします。

4 留意事項

- (1) 対象は、**現時点で具体的な計画があるものに限り**ます。
- (2) 県の予算の範囲内で事業を行うため、本調査への回答をもって**補助事業の採択を約束するものではありません。**
- (3) なお、補助事業として採択された場合、原則、本調査への回答に基づく施設・設備整備を行っていただくこととなりますので御留意ください。
- (4) **補助金により整備した内容の医療措置協定を締結しない場合、補助金を返還していただくこととなります。**
- (5) 当該補助事業で整備した施設・設備は、新興感染症発生・まん延時における対応に支障のない範囲で、**一般医療にも使用が可能**となる予定です。
- (6) 令和8年度事業に係る要綱等は、国からまだ示されておりません。令和7年度事業の国及び県の要綱を、本照会文書に参考に添付します。
- (7) この補助事業に係るお知らせ等を県 HP に掲載しますので、参照ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kyouteihojyokinikou.html>
- (8) 御不明な点等につきましては、下記アドレスまでメールにてお問合せください。
メール：kenzo10@mz.pref.chiba.lg.jp

【事務局】

千葉県健康福祉部疾病対策課 感染症予防班
電話 043-223-4366
メール kenzo10@mz.pref.chiba.lg.jp

<参考>令和7年度事業における補助対象及び基準額等

	区分	種目	基準額	対象機関の種別	対象経費	補助率	下限額
医療施設等 施設整備 費補助金	新興感染症対応 力強化事業（協 定締結医療機関 施設整備事業）	1) 病室の感染対策 に係る整備	1) 1室当たり 29,420,000円	病院・診療所	1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等 に要する工事費又は工事請負費 （専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の 整備を含む。）	1) 2/3 ※事業者1/3	-
		2) 病棟等の感染対 策に係る整備	2) 対象面積1㎡当たり 基準単価484,000円		2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個 室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の 扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工 事費又は工事請負費	2) 10/10	
		3) 個人防護具保管 施設の整備	3) 対象面積1㎡当たり 基準単価484,000円	病院・診療所・ 薬局・訪問看護 事業所	3) 病床確保、発熱外来、又は 自宅療養者等への医療の提供に 係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置 等に要する工事費又は工事請負費	3) 10/10	-

留意事項

当該補助事業は新興感染症に対応するための設備等の整備を目的に実施するものです。なお、現時点で、下記方針が国から示されております。

○医療施設等施設整備費補助金の「**個人防護具保管施設の整備**」について

- ・当該事業は「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。
- ・建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置する場合は、補助対象になりません。
- ・物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど**建築物**として整備する場合は、補助対象となります。
- ・原則、補助を受ける機関の敷地内での整備が対象となります。敷地外での設置等を検討している場合、意向調査の回答時、その状況等を記入いただければ補助対象となるか個別に国に確認します。
- ・個人防護具保管庫は、当該補助事業の対象となる県内の複数の医療機関が共同で所有する場合も対象となります。なお、共同で所有を希望する場合、意向調査には、保管庫を敷地内に整備する機関が代表して回答ください。

千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に基づき、県と医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所の開設者が行う施設整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（補助事業）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の基準額及び対象経費等は別表のとおりとする。

ただし、補助事業は新興感染症対応力強化事業実施要綱（令和7年3月31日付け医政発0331第97号）により選定された国庫補助事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の対象外費用）

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

(1) 病室の感染対策に係る整備

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 病棟等の感染対策に係る整備又は個人防護具保管施設の整備

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合においては、

知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

なお、知事が定める期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）の例による。

(6) 知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請の承諾をしてはならない。

(9) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(10) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（別記第2号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした補助金調書（別記第2号様式）を作成し、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (1 1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (1 2) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

- (1 3) その他知事が必要と認める事項

（承認申請）

第7条 前条第1号から第3号までの規定による承認を受けようとするときは、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県新興

感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金概算払請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附則

この要綱は、令和6年7月18日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年3月4日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年10月28日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420 千円</p> <p>(2) 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 484,000 円</p> <p>(3) 個人防護具保管施設の整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 484,000 円</p>	<p>(1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)</p> <p>(2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>(1) 3分の2</p> <p>(2) 10分の10</p> <p>(3) 10分の10</p>

第1号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設
整備事業）補助金交付申請書

年度において、次のとおり千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結
医療機関施設整備事業）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定
により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調（別紙（1））
- 3 事業計画書（別紙（2））
- 4 添付書類
 - （1）補助対象区域の工事設計図
 - （2）工事仕訳書
 - （3）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - （4）誓約書（別紙（3））
 - （5）役員名簿（別紙（4））
 - （6）その他参考となる資料

※申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

申請者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

事業計画書

事業区分	新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)				
補助(間接補助)事業者名	施設名	所在地			
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: _____ ○階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工	年 月 日	~	竣工	年 月 日
整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分	【補助対象経費】	m ²	円	円	
	【補助対象外経費】				
	小計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小計				
合計					
財源内訳					
区分	金額			備考	
(1) 補助金	円 (内 訳)				
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄附金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

(注) 1. 本報告書は、補助を申請する部門((1)病室の感染対策に係る整備、(2)病棟等の感染対策に係る整備、個人防護具保管施設の整備)ごとに作成すること。

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
事業者名
代表者職氏名 ④

千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金を申請するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

（1）補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

（2）下記注意事項を含む以下の関係要綱及び規則を遵守することを誓約します。

ア 千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱

イ 千葉県補助金等交付規則

（主な注意事項）

- 補助事業により取得した不動産及びその従物は、知事の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成し、証拠書類とともに事業完了後5年間保管しておくこと。
- 補助事業完了後に、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等に係る仕入控除税額報告書を速やかに提出すること。等

（3）交付申請書提出時点で、補助の対象となる医療措置協定を締結していない場合、補助を受けようとする年度の3月末日までに当該協定を締結します。

（主な注意事項）

- 個人防護具保管施設の整備の補助を受けた場合は、協定締結した備蓄量（補助整備後の予定を含む。）を維持すること。また、個人防護具の保管以外の用途に使用しないこと。等

（4）新興感染症の発生・まん延時は、県の要請に基づいて、協定を締結した医療の提供を行います。

別紙（４）

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

年度 医療施設等施設整備費補助金 補助金調書

県		補助事業者									備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(項)医療提供体制基盤整備費												
(目)医療施設等施設整備費補助金												

(記入要領)

- (1)「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- (2)「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- (3)「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- (4)補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書()をもって附記すること。

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で補助金の交付決定のあった千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金について、千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱第6条第11号の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額

金 円

2 確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第4号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関
施設整備事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で補助金の交付決定
のあった 年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備
事業）を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県新興感染症対応力強
化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金交付要綱第7条の規定により承認
を申請します。

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更前計画
- 3 変更後計画

※申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

申請者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

第5号様式

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で補助金の交付決定のあった 年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 事業の種類

2 経費所要額精算書（別紙（1））

3 事業実績報告書（別紙（2））

4 添付書類

（1）当該事業に係る収入支出決算書抄本

（2）補助事業完成後の施設の写真

（3）契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書の写し）

（4）補助事業完成後の平面図（補助対象区域を朱書）

（5）補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書

（6）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書の写し

（7）その他参考となるべき資料

※申請者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと。

申請者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

経費所要額精算書

(補助事業者名)

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の実支出額 (D)			基準額 (E)			選定額 (F)	県費補助基本額 (G)	県費補助所要額 (H)	仕入れに係る消費税等相当額 (I)	要県費補助額 (H-I=J)	県費補助交付決定額 (K)	県費補助交付受入額 (L)	差引過不足額 (L-J=M)
				面積(※) ㎡	単価 円	金額 円	面積(※) ㎡	単価 円	金額 円								
千葉県新興感染症対応強化事業	病室の感染対策に係る整備																
	病棟等の感染対策に係る整備																
	個人防護具保管施設の整備																
計																	

(※) 病室の感染対策に係る整備にあつては、「面積」欄には、室数を記入すること。

(記入要領)

1. 「総事業費」欄には、当該年度の当該事業に係る部分のみを記入すること。
2. 「選定額」欄は、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。
3. 「県費補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。
4. 「県費補助所要額」欄には、(G)に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

事業実績報告書

事業区分	新興感染症対応力強化事業				
補助(間接補助)事業者名	施設名	所在地			
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: _____ ○階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工	年 月 日	~	竣工	年 月 日
整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分	【補助対象経費】	m ²	円	円	
	【補助対象外経費】				
	小計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小計				
合計					
財源内訳					
区分	金額			備考	
(1) 補助金	円 (内 訳)				
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄付金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

(注) 1. 本報告書は、補助を申請した部門((1)病室の感染対策に係る整備、(2)病棟等の感染対策に係る整備、個人防護具保管施設の整備)ごとに作成すること。

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名称
代表者職氏名
施設名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関
施設整備事業）補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県疾病達第 号で額の確定のあった
年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金を、
千葉県補助金等交付規則第15条の規定により下記の通り請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			（ 店 出張 所）
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				

※請求者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと

請求者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者 所在地
名 称
代表者職氏名
施 設 名

年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関
施設整備事業）補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県疾病指令第 号で交付決定のあった
年度千葉県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）補助金を、
千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により下記の通り請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			店 出張 所)
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				

※請求者が法人の場合は、所在地に法人所在地、名称に法人名を記入のこと

請求者が個人事業主の場合は、名称に個人事業主名を記入し、代表者職氏名は記入不要。

本件責任者（職氏名）	
本件担当者（職氏名）	
連絡先	

〔 厚 生 省 発 医 第 1 3 7 号
昭 和 5 4 年 7 月 2 7 日
最 終 改 正 厚 生 労 働 省 発 医 政 1007 第 4 号
令 和 7 年 1 0 月 7 日 〕

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（15）、（16）、（17）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。）（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医

療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」(以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 分娩取扱施設施設整備事業

「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う分娩取扱施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

平成27年4月9日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

イ 次に掲げる者が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 院内感染対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

イ 病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(16) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対

応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

イ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

(17) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業

なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀（3（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の（1）から（6）により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業
- (11) ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業
- (12) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリングラー等施設整備事業
- (13) ア 都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業
- (15) ア 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業
- (16) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）
- (17) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (16) イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、最も少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
- (8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (16) イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。）

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業
 - (3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業
 - (9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業
 - (10) イ 都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業
 - (11) イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業
 - (12) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
 - (13) イ 都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業
 - (14) 院内感染対策施設整備事業
 - (15) イ 都道府県が補助する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (17) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助した額(※)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ※アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の1を下回らないこと。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師又は歯科医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地保健指導所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門のみの場合 70㎡	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書	3分の1 （ただし、 沖縄県に あつては、 2分の1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県 にあつては、 2,500千円）

	<p>(2) 住宅部門のみの場合 50㎡</p> <p>(3) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡</p>	<p>室、計測室、検査室、集団指導室、待合室)</p> <p>(2) 住宅部門 (保健師住宅)</p>		
<p>研修医のため の研修 施設整 備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。)</p> <p>(2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)</p>	<p>研修棟として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>講義室、討議室、図書・視聴覚部門 (視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室)、仮眠室、管理部門 (管理室、更衣室、廊下、便所等)、倉庫等</p>	2分の1	1か所につき 1,000千円
<p>臨床研 修病院 施設整 備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 500㎡</p>	<p>臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。</p> <p>(1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線の診察室)</p> <p>(2) 救急診療部門 (診察室、処置室)</p> <p>(3) 総合診療部門</p>	2分の1	1か所につき 1,000千円

		(総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診療部門 1,000㎡	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2) 診療棟(検査、放射線、手術部門) (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)	2分の1	1か所につき 2,500千円
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師住宅		
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備	次に掲げる基準面積に651千円を乗じた額とする。 基準面積	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—

備事業	室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)			
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	2分の1	1か所につき 1,000千円
分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	2分の1	1か所につき 1,000千円
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 69,984千円 (2) 解剖室等整備の場合 173,694千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	—
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,460千円を加算する。 (1) 通常型スプリンク	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1	—

	<p>ラー</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 24千円</p> <p>(2) 水道連結型スプリンクラー</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 23千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消火設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 28千円</p> <p>(4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 27千円</p>			
	<p>自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり1,279千円</p>	<p>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>定額</p>	
<p>南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業</p>	<p>へき地医療拠点病院 344,666千円</p>	<p>へき地医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>	<p>2分の1</p>	<p>—</p>
	<p>へき地診療所 19,759千円</p>	<p>へき地診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>		

院内感染対策施設整備事業	1室当たり29,420千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は37,469千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	3分の1	—
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり 基準単価 97千円 (ただし30mを上限とする。)	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	3分の1	—
新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業)	病室の感染対策に係る整備 1室当たり29,420千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)	3分の1	—
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	2分の1	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費		

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費	3分の1	—	
	基準面積				
	(1) 診療部門				(1) 診療所
	ア 無床の場合 160㎡				(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)
イ 有床の場合	(2) 診療部門と一体となった医師住宅				
(ア) 5床以下 240㎡	(3) 診療部門と一体となった看護師住宅				
(イ) 6床以上 760㎡					
(2) 医師住宅 80㎡					
(3) 看護師住宅 80㎡					

(注) 1 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。

2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣に承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(12) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件（この場合において、(1)から(4)、(6)及び(11)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(11)中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (3) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

- 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、事業の遂行状況について、都道府県知事から要求があったときは、速やかに第3号様式による状況報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを取りまとめのうえ、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第3号様式による状況報告書に關係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 8に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により、5、8、9及び13に定める算定方法、手続によること

ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
研修医のための 研修施設	—	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
臨床研修病院	—	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	484,000
		木造	355,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備	—	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
産科医療機関	診療	鉄筋コンクリート	484,000

	部 門	ブロック	214,000
		木造	355,000
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
重点医師偏在対策支援 区域における診療所の 承継・開業支援	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	看護師 住 宅	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000

- (注) 1 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項及び 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。



疾病第1910号
令和8年2月6日

各協定締結医療機関（指定訪問看護事業所）の長様

千葉県健康福祉部疾病対策課長
（公印省略）

令和8年度国庫補助事業（新興感染症対応力強化事業）に係る意向調査
について（照会）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、新興感染症への対応力を強化するため、国庫補助を活用し、医療措置協定
を締結している医療機関を対象に、施設整備に係る補助事業を実施する予定です。
つきましては、当該事業を活用して令和8年度に施設整備を行う意向がある機関におか
れましては、下記により御回答くださるようお願いいたします。**この調査は補助金交付に係る
重要な手続きですので、補助事業の活用意向がある場合は必ず期限までに御回答くださ
い。**

なお、本照会において御回答いただいた内容に対して、必ずしも補助を確約するものでは
ありません。

記

1 対象機関

感染症法に基づく医療措置（自宅療養者等への医療の提供）協定締結医療機関

※ 協定締結済みの訪問看護事業所その他、補助事業による整備後に、協定を締結する予定
の訪問看護事業所を含みます。

2 回答方法

インターネットにより御回答ください。

なお、回答に当たって、**事業計画書一式(*)、工事設計図（補助対象部分を色付けするこ
と）、工事仕訳書（見積書）、その他参考となる書類**の添付が必要です。

回答先：<https://123e5027.form.kintoneapp.com/public/houkan-ikou2026>

(*) 上記 URL 又は県 HP よりダウンロード可



3 回答期限 **令和8年3月6日（金）午後5時まで【期限厳守】**

※ 意向がない場合は、回答不要です。**提出期限までに連絡がない場合は、該当しないものと
みなします。**

4 留意事項

(1) 対象は、**現時点で具体的な計画があるものに限ります。**

(2) 県の予算の範囲内で事業を行うため、本調査への回答をもって**補助事業の採択を約束
するものではありません。**

(3) なお、補助事業として採択された場合、原則、本調査への回答に基づく施設整備を行
っていただくこととなりますので御留意ください。

(4) **補助金により整備した内容の医療措置協定を締結しない場合、補助金を返還してい
ただくこととなります。**

(5) 当該補助事業で整備した施設は、新興感染症発生・まん延時における対応に支障のな
い範囲で、**一般医療にも使用が可能**となる予定です。

(6) 令和8年度事業に係る要綱等は、国からまだ示されておりません。令和7年度事業の
国及び県の要綱を、本照会文書に参考に添付します。

(7) この補助事業に係るお知らせ等を県 HP に掲載しますので、参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kyouteihojyokinikou.html>

(8) 御不明な点等につきましては、下記アドレスまでメールにてお問合せください。

メール：kenzo10@mz.pref.chiba.lg.jp

【事務局】

千葉県健康福祉部疾病対策課 感染症予防班

電話 043-223-4366

メール kenzo10@mz.pref.chiba.lg.jp